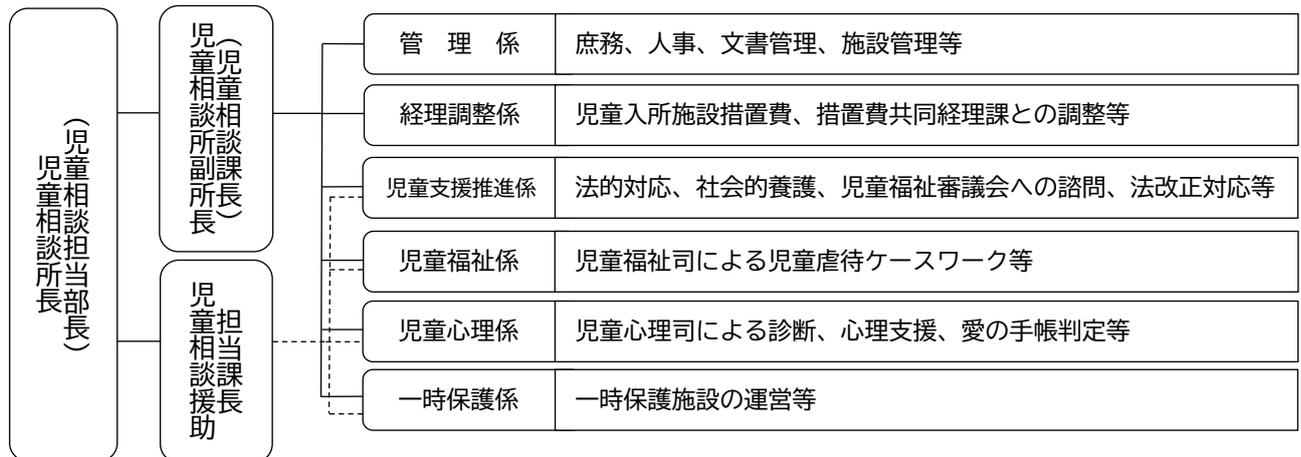


児童相談所の開設について

1 児童相談所の概要について

名 称	文京区児童相談所
所 在 地	文京区小石川三丁目 14 番 7 号
開設年月日	令和 7 年 4 月 1 日
建物の状況	構造：鉄筋コンクリート造 規模：地下 1 階、地上 3 階、建築面積 756.04 m <sup>2</sup> 、延床面積 2,331.56 m <sup>2</sup>
所在地 周辺図	
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の相談に関すること</li> <li>・ 調査、社会診断、医学診断及び指導に関すること</li> <li>・ 児童福祉施設等への措置及び家庭指導等に関すること</li> <li>・ 里親に関すること</li> <li>・ 愛の手帳（療育手帳）及び特別児童扶養手当の判定に関すること</li> <li>・ 一時保護の実施に関すること 等</li> </ul>

## 2 組織体制について



## 3 里親に関する事務について

### (1) 児童福祉司（里親担当）の業務

- ① 里親及び里親希望者への面接、助言及び各種手続き支援
- ② 里親の認定、登録に関する事務
- ③ 里親、子に対する相談支援（養育に関する支援等）
- ④ 里親制度に関する普及啓発（里親体験発表会、文の京こども月間等） 等

### (2) 里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）の業務

令和6年12月より、都内における里親支援の実績が豊富な事業者へ委託し、里親担当職員とともに開設準備を進めている。開設後は、里親に係る登録前面接や里親・子に対する日常的な相談支援、里親のリクルート、各種研修実施のほか、里親に対して質の高い、きめ細かな支援を包括的に実施していく。

## 4 児童虐待対応の連携強化に関する警視庁との協定及び区内警察署との覚書の締結について

児童虐待に係る児童の安全確保に関する連携を強化するため、区と警視庁との間で連携強化に関する協定を結ぶとともに、区内警察署と覚書を締結する。（詳細は別紙1のとおり）

## 5 児童相談所設置市事務について

児童相談所の開設に伴い都から移管される、児童福祉法の規定に基づき都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるもの及び国の通知等に基づき児童相談所設置市が処理する事務について、各事務の担当課において令和7年4月より実施する。（詳細は別紙2のとおり）

## 6 今後の予定

令和7年2月 児童相談所の開設に係る議会報告  
 4月1日 文京区児童相談所開設

## 児童虐待対応の連携強化に関する警視庁との協定及び区内警察署との覚書の締結について

### 1 概要

児童虐待に係る児童の安全確保に関する連携を強化するため、区と警視庁との間で連携強化に関する協定を結ぶとともに、区内警察署と覚書を締結する。

### 2 警視庁との協定の主な内容

- (1) 情報共有
  - ア 警察署長に対する援助要請
  - イ 情報提供
    - (ア) 児童相談所が警察に提供する情報
      - ・ 緊急性が高い虐待情報
      - ・ 危険性が高くなる可能性のある虐待情報
      - ・ ケース移管に係る虐待情報
    - (イ) 警察から児童相談所に提供する情報
      - ・ 警察が取り扱った虐待情報
  - ウ 通告時の判断に資する警察署からの照会
  - エ 確実な記録と保秘の徹底
- (2) 意見交換会
- (3) 要保護児童対策地域協議会における連携の促進
- (4) 児童虐待防止に関する普及啓発活動の推進
- (5) 研修等における相互協力の推進

### 3 区内警察署との覚書の主な内容

- (1) 情報共有
  - ア 警察署長に対する援助要請
  - イ 児童相談所から区内各警察署への情報提供
  - ウ 区内各警察署から児童相談所への情報提供
  - エ 情報の照会・回答先及び情報の管理
  - オ その他

文京区は、特に被虐待児童に関する要保護児童対策地域協議会個別ケース会議等を必要に応じて開催し、また、区内各警察署は会議等に参加するよう努め、相互の情報共有を図るとともに、事案の緊急性・必要性に応じ、随時、相互の情報共有に努め、要保護児童の安全確保に努める。
- (2) 意見交換会
- (3) 平素からの連携

協定書に定める内容に限らず、あらゆる機会を通じて相互理解を深め、緊密な連絡体制の構築に努める。

### 4 協定等締結日

令和7年3月予定

## 児童相談所設置市事務について

	事務名	担当	概要	
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子育て支援課	区長の附属機関として児童の措置、里親の認定及び保育所の設置認可等に関する事項に係る諮問に対する答申や、被措置児童等虐待に係る報告に対する意見等を行う。	
2	里親に関する事務	区児童相談所	里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当である者を里親として認定する。	
3	児童委員に関する事務	福祉政策課	児童委員の指揮監督及び研修を行う。	
4	指定療育機関に関する事務	健康推進課	結核り患児童の医療に係る療育の給付及び給付事務を委託する病院（指定療育機関）の指定を行う。	
5	小児慢性特定疾病の医療費の支給に関する事務	予防対策課	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定等を行う。	
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害福祉課 予防対策課	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児施設医療費の支給を行う。	
7	児童自立生活援助事業に関する事務	子ども家庭支援センター	児童自立生活援助事業の届出に関すること、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止を行う。	
8	児童福祉施設に関する事務	助産施設	生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可</li> <li>・国・都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の廃止又は休止の承認</li> <li>・児童福祉施設の設置者に対する、最低基準維持のための監督として行う報告の徴収、検査等</li> <li>・国・都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の</li> </ul>
		乳児院	子ども家庭支援センター	
		母子生活支援施設	生活福祉課	
		保育所	幼児保育課	
		児童厚生施設	児童青少年課	
		児童養護施設	子ども家庭支援センター	
		福祉型障害児入所施設	障害福祉課	
		医療型障害児入所施設		
		児童発達支援センター		

		児童心理治療施設	子ども家庭支援センター	認可の取り消し
		児童自立支援施設		
		児童家庭支援センター		
		里親支援センター		
9	認可外保育施設に関する事務	幼児保育課		認可外保育施設への指導監督等を行う。
10	小規模住居型児童養育事業に関する事務	子ども家庭支援センター		小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害福祉課		障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。
12	一時預かり事業・病児保育事業に関する事務	子育て支援課 幼児保育課		一時預かり事業・病児保育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害福祉課		障害児入所施設、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者等の情報（法人・事業所等の所在地などの基本情報や利用者の権利擁護の仕組みなどの運営情報）公開を行う。
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務	子ども家庭支援センター		民間あっせん機関の許可、指導及び助言、検査、制度周知等を行う。
15	特別児童扶養手当に係る判定事務	区児童相談所		「特別児童扶養手当」を申請するに当たり必要な知的障害の認定診断書を作成する。
16	療育手帳に係る判定事務	区児童相談所		18歳未満の方への愛の手帳（療育手帳）の交付に当たり、知的障害の有無や程度について判定し、都知事へ進達する。
17	認定こども園に関する事務	幼児保育課 教育総務課 学務課		幼保連携型認定こども園の認可等を行う。また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等を行う。